

日夜を掛けて任務に当たつてくれている海上保安官が安心して業務に専念できるようにするためにも、体制の強化等に努めていく考えであります。今後とも、日本の美しい海を守る、安全を守るために、海上保安官の皆さんには大いに活躍をしていただきたい、その任務を果たしていただきたいと期待をしております。

○中原八一君 ありがとうございました。

○委員長（岸宏一君） 以上で中原八一君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（岸宏一君） 次に、小西洋之君の質疑を行います。小西洋之君。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、この度のチュニジアの卑劣なテロによりお亡くなりになつた三名の邦人の方々の御冥福を中心よりお祈り申し上げますとともに、また御遺族の方々に心よりのお見舞いの言葉を申し上げさせていただきたいと思います。また、負傷なさつた方の一日も早い回復をお祈りを申し上げます。政府にありましては、引き続き海外における邦人の安全確保に全力を尽くしていただきとともに、我々野党もしっかりとその支えをさせていただきたいと思います。

では、質疑に移らせていただきます。

冒頭、下村大臣に質問をさせていただきます。

一般論として、教育を所管する大臣として、社会のルールを守るという遵法精神について、御自身としてどのようにあるべきと認識されているでしょうか、ごく簡潔に答弁をお願いいたします。

○国務大臣（下村博文君） 小さい頃から祖母から、おでんとうさまがいつも見ているよと言われておりました。社会のルール、遵法精神、しっかりと守つて対処してまいりたいと思います。

○小西洋之君 ありがとうございました。

実は私は、かつて第一次安倍内閣の倒閣の原因となりました政治とお金の問題について、その倒閣の当時、経緯でござりますけれども、政府の中で政治資金制度の担当の官僚をいたしておりました。こうした制度の専門家として、下村大臣の博文というお名前の漢字を冠した博友会の問題については、これまで国会で問われていない根本的な問題があると認識をいたしております。

冒頭、昨年八月九日の長崎の原爆の式典で、被爆者代表の方が安倍総理の目の前でおっしゃられた……（発言する者あり）時間をお止めいただけますか。

○委員長（岸宏一君） 速記を止めて。
〔速記中止〕

○委員長（岸宏一君） 速記を起こして。
○小西洋之君 では、安倍総理に、外交防衛の問題について追及をさせていただきます。尖閣の問題は後回しにして、安全保障問題から行わせたいと思います。

冒頭、昨年八月九日の長崎の原爆の式典で被爆は、事前の政治団体の届出がなければ法律第八条

の届出前の支出等の禁止に該当することになるわけでございます。要するに、仮に大臣のお名前を冠した各地域の博友会が法に抵触する行為を行つてしまつていたのであれば、それに対する大臣の先ほどの、おでんとうさまが見ているというその遵法精神の観点から、少なくとも教育を所管する大臣の重い政治責任が発生するのではないかということです。

この重要な論点につきましては、本日は提示にどどめさせていただきまして、後日の同僚議員の厳しい追及に委ねたいと思います。

では、外交防衛の問題に移らせていただきます。尖閣問題は後回しにして、安全保障問題から行わせいただいております。

では、外交防衛の問題に移らせていただきます。尖閣問題は後回しにして、安全保障問題から行わせいただいております。

者代表の方が安倍総理の目の前でおっしゃられた言葉の一部を御紹介します。

今進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじる暴挙です。被爆者の苦しみを忘れ、なかつたことにしないでください。日本国憲法を踏みにじる暴挙、被爆者の苦しみを忘れ、なかつたことにしないでください、まさに平和憲法に向けた被爆者の方の魂の叫びだと思います。

私は、憲法遵守擁護義務を負う国会議員として、この被爆者の方の思いを胸に刻み、安倍総理に対して、昨年七月一日に、事前に解釈変更の案そのものについて一度も何ら国会で審議することなく、閣議決定だけで強行した解釈改憲、憲法の条文を変えなければできないことを解釈の変更で強行することをこの度の質疑で解釈改憲と言わさせていただきますけれども、その解釈改憲の問題について追及を、質疑をさせていただきます。

安倍総理にあつては、こうした被爆者の不安や怒りの叫びの声を胸に、決して他の大臣に答弁を委ねるようなことがないように、御自身の言葉で誠実かつ簡潔な答弁、委員長におかれでは、そうした議事整理をお願いいたしく存じます。

安倍総理の解釈改憲により集団的自衛権の行使が容認され、そして本日、自公与党協議による安保法制の立法方針が取りまとめられます。地球の

裏側でのアメリカ軍への弾薬提供などの後方支援も可能にするなど、まさに切れ目なく、止めどもない自衛隊による軍事力の行使が実現されようともいたしております。まさに我が国の平和主義が存続の危機にある状況であると認識します。

しかし、そもそも我が国の平和主義とは一体何でしようか。日本国民の全ての子供たちが義務教育の中で日本国憲法は平和主義の憲法だというふうに習っておりますけれども、実は、憲法九条には戦争の放棄は書いてござりますけれども、なぜ戦争を放棄しなければいけないのか、その平和主義の考え方は憲法の前文のみに書いているところでございます。

内閣法制局長官に伺います。憲法の平和主義の規定と、その具体化が憲法九条であることについて御説明をお願いいたします。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法における平和主義についてお尋ねがございました。

憲法の基本原則の一つであります平和主義につきましては、憲法前文第一段におきまして、「日本国民は」、中略ですが、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と規定し、前文第二段において、「日

本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わ

れらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と規定しております。

これらは我が国が平和主義の立場に立つことを宣言したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解しております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

法制局長官の答弁にありましたように、憲法の

平和主義は、実は憲法の全条文の中で憲法の前文だけに二つの考え方が書かれております。そして、これらは単なるうたい文句ではございませんで、物すごく重要な法的な効力を持っています。

今フリップを出していただいていると思います。（資料提示）

憲法の前文は、憲法の前文の後にある全ての条文について、その解釈上の指針としての効力を持つてゐるということです。つまり、憲法九条の解釈は、今法制局長官が答弁されました憲法前文に書かれた平和主義の考え方方に適合しなければならない。憲法前文の平和主義の考え方方に矛盾する憲法九条の解釈は許されないわけですがあります。

しかも、先ほどの横畠長官、大変大事な答弁を最後の言葉でおっしゃつておりました。憲法九条は憲法前文の平和主義の具体化した規定であると

いうふうにおっしゃっていました。つまり、憲法前文に書かれた三つの平和主義の考え方다가ダイヤモンドのように結晶したその姿そのものが、結晶そのものが憲法九条だということをおっしゃつていいわけでございます。

すなわち、安倍総理による新しい憲法九条の解釈の下でも、今申し上げました憲法前文の三つの平和主義の考え方と矛盾することはできない。もしつつでも矛盾があれば、具体的に申し上げれば、集団的自衛権の行使というものが、この憲法前文の平和主義、この三つのうちの一つにでも、一か所でも矛盾するがあれば、安倍総理が行つた解釈改憲は違憲無効の解釈改憲なわけでございます。それを早速追及をさせていただきます。

最初に結論を申し上げますと、実はこの三つの平和主義の考え方は集団的自衛権の行使と全て真っ向から矛盾いたします。にもかかわらず、横畠長官、内閣法制局は、これについて、憲法の適合性について一つもの実質的な解釈の審査を行つていませんとございます。

既に国会答弁で明らかになつておりますけれども、横畠法制局長官、内閣法制局が解釈改憲に当たつて審査した資料は、この七月一日の閣議決定のペーパーだけ、紙でたつた四枚のペーパーだけ。しかも、この中には、積極的平和主義という言葉はちりばめられておりますけれども、憲法の前文

の平和主義という言葉は一言も入つておりません。内閣法制局は、この紙を六月三十日に解釈改憲を起案した国家安全保障局から受け取り、次の日の七月一日の午前中に電話で、意見はございませんという返事をしたということでございます。全く内容的にも手続的にも審査を行つていないというわけでございます。

今、同僚委員の皆様のお手元の配付資料の一番下には、そのことを証明する文書を付けさせていただいております。これしか審査をしていないということでござりますけれども、この文書、情報公開請求で国民の皆様も入手していただけますし、今日は私のホームページで質疑を終わりましたら公表をさせていただきます。

では、三つの平和主義の矛盾を具体的に検証してまいります。一番分かりやすいものからまず検証をさせていただきます。

フリップの③でございます。いわゆる有名な、全世界の国民に確認した平和的生存権の規定でございます。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とを確認する」と書いてござります。

この「恐怖と欠乏」は、下にございますように、戦争によつてもたらされる様々な惨禍、つまり戦争による恐怖と欠乏からでございます。つまり、

分かりやすく申し上げますと、私たち日本国民は、私たちと同じかけがえのない個人としての尊厳を持つた全世界の国民の皆さん、誰一人として戦争によって殺されることなく、平和のうちに生き抜く平和的生存権を有するというふうに確認しているわけでございます。

ここで、集団的自衛権を安倍総理が言つているホルムズ海峡のケースで考えてみたいと思います。

日本の同盟国であるアメリカと、ホルムズ海峡の湾岸国であるイランあるいはオマーンしかねわけでございますけれども、分かりやすいためにイランにしましよう、イランを私は卑下するつもりは全くございません、イランといたしましよう。アメリカとイランが戦争しています。しかし、

イランは日本に攻撃をしているわけではないんです。イランの国民やイランの国家は何ら日本に敵意を持つてないんだけれども、世界最強の軍隊であるアメリカからイランの国民やイランの国土を守るために、必死になつてホルムズ海峡に機雷を敷き詰めている。その結果によつて日本のタンカーがそこを通れなくなつて、結果として日本に石油不足が生じている事態というわけでござります。

つまり、一言で言えば、石油のために、日本に攻撃をしててもない国の人たちの軍隊やあるいは軍人や、あるいは巻き添えによつてイランの市

民を殺してしまうことが、全世界の国民に確認した平和的生存権の関係でできるのかということでおざいます。到底できるわけはございません。

しかし、安倍総理は、「これに対しても」というよく分からぬ説明をされております。自衛隊の機雷の掃海艇は木造の船なので事実上の戦闘行為は行われない、受動的な限定的な武力行使であるというふうに言つております。しかし、そうでもしようか。

自衛隊の機雷掃海艇がイランの機雷を掃海しようとすると、仮に事前に、仮にじやなくて、事前に確実にそうなるんですけども、アメリカの空軍力や海軍力は壊滅されているわけでござります。そこで機雷、自衛隊の掃海艇が進んでいくので、安倍総理は事実上の戦闘は起きないというふうなことをおっしゃっているんですけれども、しかし、そうでしょうが。

イランの軍隊が必死になつて、戦前の日本が行つたように、海上の特攻攻撃あるいはゲリラ攻撃のような形で自衛隊の機雷掃海を妨害しようとするれば、自衛隊はそのイランの軍隊を殺りくるわけですが、攻撃をして、まさに戦闘を行なうわけでござります。

しかも、機雷を自衛隊が掃海した後は何が起るんでしょうか。自衛隊の掃海艇の沖合には何が

待つていてるんでしょうか。それは、アメリカの陸上部隊でござります。機雷を掃海した後に、アメリカ軍がホルムズ海峡の海域の中に入ってきて、アメリカの海兵隊やアメリカの陸軍によるイラン侵攻戦が始まるとおもいます。

つまり、全体の戦闘作戦の枠組みを見れば、自衛隊の機雷掃海というのは、それ自身が戦闘行為であり、しかも、全体の中で紛れもない戦闘行為なわけでござります。

ここで、先ほどの、安倍総理に対して、平和的生存権の関係との適合性について質問したいと思いますけれども、安倍総理は残念ながらなかなか誠実な答弁をしていただけませんので、今日は、安倍総理が国民の皆さんに対して、テレビを御覧の国民の皆さんに對して誠実かつ分かりやすい説明がいただけるように特別の資料を御用意をいたしました。フリップを掲げていただけますでしょ

うか。
この今掲げていただきましたフリップは、日本の義務教育の中で小学校の六年生の子供たちが使つてている社会科の教科書でござります、私の手元に持つてます。ちなみに、全国で最も採択率の高い、つまり全国で最も使われている教科書の一節でござります。憲法前文の平和主義について、子供にも分かりやすい言葉で書かれています。

赤い括弧の中を御覽いただけますでしょ
うか。
平和に暮らしているイランの軍人を自衛隊が殺りくをする、こんなことは誰も考えていないわけでござります。大変今の御発言を聞いて私も驚い

私たち、全世界の人々が、皆平等に、イランの人も日本人の人もみんな一緒に、同じですと。戦争の恐怖や欠乏もなく、平和な状態で生きていくつまり戦争で殺されることのない権利を有する」とを確認するというふうに書いております。

安倍総理に伺わせていただきます。

義務教育の中で、日本は平和主義の国だ、憲法は平和主義を掲げてます。そして、その平和主義の具体的な内容の一つとして、イランの国民の皆さん、イランの軍人であれイランの市民であれ、我々と同じ平和的生存権を有するというふうに習っています。

子供たちに分かりやすいように教えてください。なぜ、日本に攻撃もしていないイランの軍人を、石油が足りないからといって自衛隊が海外で武力行使をして、殺りくをして、また巻き添えで市民を殺すことができるんでしょうか。明確に御説明ください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今、小西委員は勝手にいろんな状況を想定をして、我々が言つてもいいことに対する批判をしております。そのことを明らかにしておきたいと、このように思います。

平和に暮らしているイランの軍人を自衛隊が殺りくをする、こんなことは誰も考えていないわけでござります。大変今の御発言を聞いて私も驚い

たのでございますが、こうした議論を進めていく上においては冷静な議論をしていくことが求められているんだろうと、このように思つておるわけであります。

我々が今回、法改正を進めていく、安保法制の整備を進めていく目的はただ一つであります。國民の命と幸せな暮らしを守つていくという一点でございます。

その中において、今委員が、ホルムズ海峡が封鎖された場合と、そういう議論をされておりました。あくまでも可能性としては、まず三条件に適合するということです。三条件があつて、その中において可能性として、例えば停戦合意がなされていないということが起つり得る、事実上の停戦は行われているわけですが、しかし、これは停戦合意が完全になされていないと、とはあり得るわけです。例えば、湾岸紛争のときにも、事実上の停戦が行われている中に、おいてなかなか、停戦合意まで時間が掛かつたということもあります。そういうことがある中において機雷の掃海を行うことは、国際法上、これは集団的自衛権の行使に当たるということです。います。

その際、我々は、これはまさに受動的であり、そしてまさにこの制限された中における、外見、これは国際法上の武力行使ではありますが、まさ

に受動的な形、制限された中における機雷の掃海ということとは、これ三条件に当たれば行い得るということでありまして、今、小西さんがおっしゃつたような、何かイランの軍人を殺しに行くなんということは、これはまさに、何回もこれは委員会において私が申し上げておりますように、武力行使を目的として自衛隊が海外へ出していく、一般に禁止されている海外派兵を行つことはないと、そういうことでございます。

これは安全保障の議論でございますから、レッテル貼りをされた場合はレッテルを剥がしていく必要がござりますから、丁寧に説明をさせていただいた次第でございます。

○小西洋之君 安倍総理は、私の質問に対しても「テル」というふうにおっしゃいましたけど、今私が展開させていただいている憲法論は、元内閣法制局長官の方々あるいは日本を代表する法律の専門家の方々、皆さん賛同している考え方です。

ここにいらっしゃる同僚委員の皆さんも当然納得いただけると思います。当たり前じやないですか。全世界の国民が、日本人だけではなくてイランの国民の皆さんも、軍人も含みますよ、当然、戦争によって殺されることのない平和的生存権を確認している国においては、正当防衛の武力行使しかできないわけです。七月一日以前の憲法解釈が

つしやいました。ホルムズ海峡の機雷掃海をしに行くのは自衛隊の武力行使である集団的自衛権の行使、つまり戦争行為そのものなんですけれども、イランの軍人を殺りくすることはないということをおっしゃいました。まあ一々これをもう質問しませんけれども、人を殺すことがない、相手の軍隊の人を殺すことがない戦争なるものがこの世にあると言うこと 자체が恐ろしい」とだとうふうに指摘をさせていただきます。

では、安倍総理が、少なくとも、今義務教育で憲法の平和主義を習っている子供たち、なぜ全世界の国民に平和的生存権を確認しているのに、石油が足りなくなつたからといって向こうの人たちを殺して石油を確保することが私たち日本人に許されるのでしょうかという疑問については全く説明になつてなかつたと思います。教室の中で、下村大臣もいらっしゃると思ひますけれども、疑問に思う子供たちが学校の先生に尋ねたときに、学校の先生も説明ができないと思います。

では、ちょっと次のフリップをお願いいたします。今申し上げた、安倍総理が憲法の平和主義を切り捨てて解釈改憲を強行した、まごうとのない客観的な証拠をお示しさせていただきます。テレビの画面を御覧になつておられる皆さんは、見ていただきまして、左にありますものが七月一

日の閣議決定の下敷きにしました一九七一年、昭和四十七年の憲法九条の解釈でございます。そして、右側が七月一日の閣議決定の文書でござります。

一九七二年、昭和四十七年の憲法解釈を下敷きにしましたので、七月一日の閣議決定と隣の一九七二年の見解は一言一句ほとんど同じでござります。

しかし、七月一日の閣議決定において切り捨てられている部分がござります。それが灰色の部分でございます。灰色の下の方を御覧いただけますでしょうか。このように書いてござります。「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、」ということが書いてあります。右に行くと、まるつきり捨てられております。

これはどういう意味かと申し上げますと、この灰色の部分の上の部分ですね。憲法九条というのは戦争の放棄や戦力の不保持を定めていますので、一見すると日本は非武装のように見える。しかし、日本国民の命が危機にあるときに、それを救うための自衛の措置、分かりやすく言うと戦いだけはできるはずだと。しかし、この平和主義の、灰色の部分です、戦いが許されるからといって、我が国は平和主義、憲法前文の三つの平和主義の

解釈の拘束を受ける、指針としての拘束を受ける憲法九条なんだから、その平和主義の制限に服さなければいけない。その結果として、日本に許されるのは、先ほど申し上げました正当防衛の武力行使、日本に攻めてくる軍隊が現れたときに自衛隊が日本の国民が犠牲になる前にそれを排撃する、やつづける、これだけだというわけでござります。

お分かりいただきましたように、七月一日の閣議決定は、日本国民の皆さんのがんの宝であり、そして私たち日本国民が平和主義の国であると言えるその根拠、憲法前文の平和主義しかございません。それを切り捨てて閣議決定を強行し、結果として、平和主義のとりでの中に絶対入っててくることができながつた集団的自衛権を入れ込ませて、かつ、それが無限定かつ歯止めのないものにしているわけがござります。

では、さらに、平和主義は三つござりますので、ほかの平和主義の観点を検討させていただきたいと思います。

憲法前文の冒頭の平和主義の言葉でござります。日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍権力が戦争を起こして、いつの戦争も犠牲になるのは国民、市民の皆さんです。そうしたことを行う度と許さない国民主権なわけでござります。

では、これと集団的自衛権の関係をどのように考えられるわけでございましょうか。

集団的自衛権の行使は、これまで日本国憲法上に存在しなかつた戦争です。集団的自衛権の行使を発動すれば、安倍総理は安全な機雷掃海などと言つておりますけれども、集団的自衛権の行使

説明をさせていただきますと、かつての満州事変

に始まり太平洋戦争の敗戦に至るまで、原子爆弾の悲劇、沖縄の地上戦の悲劇、特攻隊の悲劇、あるいは南の島の玉碎の悲劇、あるいは東京大空襲の悲劇、そうした本当に国民の皆様にとって大きな悲劇、それが降りかかりました。戦前ですから、國民の皆さんは民主主義の力を持つていなかつた天皇主権の下で國民の皆さんに問うことなく國家

権力が戦争を起こして、結果、國民の皆さんに惨禍を起こした。もうこうしたことを二度と許さない、安倍総理のような内閣総理大臣という国家権力者が二度と戦争を起こして國民の皆さんに戦争の惨禍をもたらさないそのための國民主権だというふうに言つているわけでござります。

つまり、日本国民の皆さんのがんの國民主権はただの國民主権でないわけでござります。政府というのは我々国会も含みます。内閣や国会といった国家権力が戦争を起こして、いつの戦争も犠牲になるのは國民、市民の皆さんです。そうしたことを行なう度と許さない國民主権なわけでござります。

では、これと集団的自衛権の関係をどのように考えられるわけでございましょうか。

集団的自衛権の行使は、これまで日本国憲法上に存在しなかつた戦争です。集団的自衛権の行使を発動すれば、安倍総理は安全な機雷掃海などと言つておりますけれども、集団的自衛権の行使

を発動すれば、自衛隊員は必ず戦死します。これでまかしてはいけない。自衛隊員の体が碎け散つて、真っ黒に焼けただれて死んでいくことになります。

そして、集団的自衛権の行使は、アメリカと戦っているイランや北朝鮮の国に日本が先制攻撃を仕掛ける、これが集団的自衛権でございます。イランや北朝鮮は日本に攻撃をしてこない、攻撃の着手の前に日本が先制的に攻撃する、これが集団的自衛権の行使でございます。相手を攻撃すれば、必ず反撃を受けます。ミサイルが飛んでくるかもしれない。あるいは、イランの人々から見れば、必死になつて国民を守ろうとした機雷を自衛隊が取つてしまえば、それはもう孫子の代まで、その後アメリカ軍が侵入してくれば、イランの人々は日本国民を恨むでしよう。

今テレビで御覧になつてている皆さんの近くで、これはイランがテロをするというわけではございませんよ。けれども、テロが起きるかもしれない。私は、ブッシュ大統領のイラク戦争の当時、ニューヨークに住んでおりましたけれども、そうしたテロにおびえる社会に一瞬の間になつてしましました。

なんです。こういうことを許すためには、國民主権の承認を取らないといけないんです。
じゃ、國民主権の承認とは何でしようか。國民の皆さんのが主権者である、安倍総理が最高の権力者ではない、國民の皆さんのが主権者である究極の理由はたつた一つです。それは、國民の皆さんだけが國の形を決める憲法改正の國民投票権を持つていることです。

つまり、國民主権の承認、憲法改正の國民投票をやらずに、そして我々の国会の憲法改正の発議もやらずに、日本国憲法の上に集団的自衛権という新しい戦争を起こして、自衛隊員や國民の皆さんを戦死させることは絶対に許されないんです。もうこの瞬間に、先ほどの平和的生存権と同じく安倍総理の解釈改憲は違憲無効でございます。

そして、一言だけ申し上げると、それを具体的に更に証明させていただきます。下の文字を御覧いただけますか。日本国憲法は、過去の悲惨な戦争の経験から、何があつても國家権力の起こす戦争から國民を守り抜く、こうした平和主義の憲法なんです。下の括弧の文章を御覧ください。これは、今申し上げた平和を守るための國民主権は人類普遍の原理であり、これに反する一切の憲法、つまり、自衛隊員の戦死や、反撃を受けて日本國民の戦死、これはまさに戦争の慘禍そのものなんです。こういうことを許さないための國民主権なんですよ。誰もこれを否定できないと思います。

これを否定するんでしたら、もう我々は法治國家をやめなければいけません。

では、安倍総理にこの問題について追及させていただきます。先ほどと同じように、全國の子供たちにも分かるように教科書で御質問をさせていただきます。

こちらは全國で二番目に採択されている教科書です。同じ言葉が書いております。政府の手によつて再び戦争の災いが起ることがないように決意し、この憲法を、國民主権を宣言し、定めるとも言つております。

安倍総理には、特に、特別の子供たちのことも胸に抱きながら答弁をいただきたいと思います。

この教科書で全国の自衛隊員の子供たちが学校で平和主義を習つています。自分たちのお父さんやお母さんである自衛隊員がなぜ安倍総理の閣議決定だけで、なぜ国会のこのゴールデンウイーク明けに予定しているという安保法制だけで新しい戦争、禁じられているはずの戦争に出動させられ、その下で戦死をしなければならないのか、また、反撃を受けてなぜ日本國民が死ぬことが許されるのか、明確に答弁をください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今、小西委員がどんどんどんどん論理を開いて、独自の世界を私たちに示しておられるんだろうと思いますが、こういう議論ではなくて、やはり冷静な議論をし

ていく必要がありますし、私たちがどういう説明をしているかということを、これを基盤に批判をしていく、あるいは追及されるなら追及していただければいいんですが、私たちが想定していない話、言つてもいい話について、何かそれが我々が想定しているかのどこの批判はやめていただきたい、このことをまず申し上げておきたいと、」のように思います。

そして、自衛隊の諸君の任務というのは、まさに国民の命と幸せな暮らしを守ることであります。これまでも、我が国有事における任務は文字どおり命懸けのものであります。そして、自衛隊諸君が命を懸ける理由もただ一つであり、それは任務達成のため、他に手段がないからであります。そして、新三要件の下で新たな法整備により与えられる任務も、これまで同様、それは当然命懸けになるものであります。しかし、それはあくまでも国民の命と幸せな暮らしを守り抜くためであり、自衛隊員の任務に何ら変更はない」とは申し上げておきたいと、こう申し上げる次第で「さいます。

そして、先ほど、例えばイランとの関係において、特定の国を挙げてお話をされました。例えば、イランの新しく大統領になつた、その大統領とも私も何回か会談を行つています。ダボス会議においては私のまさにスピーチをわざわざ聞きに来ら

れているわけでござりますし、外務大臣はイランに赴いているわけでござります。こうした関係を、友好な関係を築いていくのは当然のことでありまして、ホルムズ海峡が機雷封鎖されることがないよう、全力を挙げていくわけでござります。

しかし、機雷で封鎖された場合、「ここを通つて多くのタンカーが日本に石油を運んでくるわけであります。そして、それは、例えば石油だけではなくて、ガスでもあり、私たちにそれはエネルギーとなつて生活のライフラインとなつていくわけでござります。ここに機雷を敷設されたときに、まさにここからやつてくるエネルギーの恩恵を享受している日本も、当然、日本人の幸せな暮らしを守るためにどうすればいいか。その中において、当然、三要件が前提になるわけであります。

この三要件の上において……（発言する者あり）済みません、私、答弁しているんですから、ちょっと黙つて聞いていただけるでしょうか。三要件の上において当然何をなすべきかということを決定、三要件に当てはまらないければ当然機雷の掃海もしないのですが、機雷の掃海につきましては、これ当然受動的な対応となつていくわけですが、機雷の掃海そのものは平穏な状況でなければなかなかこれは実行が難しいのは言つてもいいわけであります。

繰り返しになりますが、武力の行使を目的とし

て自衛隊を海外に派遣することはないと、は何回も何回ももう委員会で御説明をしている、何回も御説明をしている、小西委員はもしかしたら聞こえていなかつたのかもしれません、何回も何回も説明をしているとおりであるということは今まで申し上げてきたとおりでござります。

○小西洋之君 全く質問に答えていらつしゃいません。安倍総理の集団的自衛権を解禁した新三要件が成り立つためには、憲法九条の解釈指針の効力をを持つ憲法の前文の平和主義と整合しないといけない、適合しないといけないということを私は聞かせていただいているわけでござります。自衛隊員の子供たち、学校で義務教育で習っている自衛隊員の子供たちに何ら声は届かない。また、このテレビの向こうで、この日本の平和主義が変わらうとしているそのことに不安を持つてている国民の皆さんに、何ら今の安倍総理の答弁は届かなかつたと思います。

ちょっととフリップを御用意いただけますでしょ。安倍総理が自衛隊員は命を懸けて戦う存在だというふうにおっしゃいました。安倍総理が大好きな自衛隊員の服務の宣誓という、自衛隊法五十三条によつて全自衛隊員が入隊に当たつて行つてゐる宣誓がござります。下の下線の部分を御覧いただきましょうか。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の

負託にこたえる」ということを書いております。皆さん、これを御覧いただきまして、この文章、危険を顧みず、つまり、いざ有事の際には、命の危険を顧みず、命を張つてでも国民を守る、責務の完遂に務めるというふうに書いているわけでございます。

皆さん、この服務の宣誓、一番大切な言葉は何だと思いますでしょうか。安倍総理は、自衛隊は命を懸ける存在だから、新しい戦争でも命を懸けて当たり前だというような答弁をされておりました。一番大切な言葉は、「国民の負託」です。一番最後にある国民の負託です。自衛隊員は我々と同じ市民、我々と同じ国民なんです。我々と同じ仲間、市民である、国民である自衛隊員が我々のために命懸けで戦つていただくためには、日本の民主主義のプロセスの国民の負託がなければいけないんです。それが先ほど申し上げました憲法の平和主義の一一番初め、政府の行為によって戦争の惨禍が起こすことを許さないという国民主権。それを、国民主権の承認である憲法改正の国民投票、それがこの国民の負託そのものなわけでござります。

このように、安倍総理の行つている解釈改憲は、憲法の平和主義そのものを否定する行為でござります。日本国民の皆さん、そして私たちが、日本国は平和主義の国だというその根拠はたつた一

つかございません。憲法の前文の平和主義しかその根拠はないわけでござります。それと矛盾する集団的自衛権の行使を犯してしまつて解釈改憲を強行すれば、もう私たちは平和主義の国だといふうに言えなくなつてしまつわけでござります。しかし、先ほど申し上げましたように、一切の憲法を排除する、そして解釈上も全世界の国民の平和的生存権と矛盾しますから、七月一日の解釈改憲は違憲無効です。

国民の代表の国会議員として、国民の皆さんとの平和主義の憲法第九条は、昨年の七月一日以前と何ら変わらない法規範として存在し続けることを、この国権の最高機関の参議院の第一委員会の予算審議の場で、安倍総理と安倍内閣の皆さんに対し宣言をさせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

実は、この平和主義を切り捨てた瞬間に、さつき申し上げました正当防衛の戦いでない戦争ができることになつておりますので、専守防衛でも実はなくなっています。専守防衛も教科書にござりますけれども、それもなくなつているということとでございます。

ちょっとこれ、時間がございませんので割愛をさせていただきまして、こちらの資料を御覧いただけますでしょうか。

今申し上げました平和主義との関係で、安倍総

理はとんでもない暴挙を犯しています。それと同じく、国民の皆さんをだます暴挙を安倍総理がやっていることを御指摘をさせていただきます。

七月一日の解釈改憲のときに安倍総理が何度も使つたフリップでござります。親子が避難をしている図でござります。朝鮮半島で戦争が起きて、日本の同盟国¹のアメリカとしましよう。それから、先ほどイランのことをおつしやいましたけれども、私も、イランは大統領が替わって、まさに国際協調主義に立つてくれるような、そういう国になつたと思っております。申し上げましたように、イランを卑下するつもりは全くございませんので、そこだけはきちんと念押しをさせていただきます。

アメリカと、ここも北朝鮮としましよう、北朝鮮を卑下するつもりはございません、戦争を起こして、乗るわけはないんですけども、アメリカの軍艦になぜか日本の国民の皆さん、親子が乗つて避難をしているという図でござります。安倍総理は、まさにこの親子を助けるために閣議決定を強行したんだというふうにおつしやつています。フリップを外していただけますでしょうか。

一番上の段は、七月一日の安倍総理の解釈改憲の後の、安倍総理の夜の記者会見です。書いてござります。この日本人ですね、アメリカが救助のために輸送しているこの日本人の命を守るために、それをできるようにするのが今回の閣議決定だと

言つております、まさにこの母と子供を守るためには。

しかし、そこから三か月後の、下の、先ほど答弁いただきました横畠内閣法制局長官、私の外交防衛委員会における追及におきまして、この安倍総理の言葉を真っ向から否定してしまっておりました。集団的自衛権を発動する三要件のうちの一つは、個々の国民のことを考えているのではございません、國の存立、分かりやすく申し上げれば日本そのものが危険に陥る、そして日本国民全體が危険に陥る、そういうことを言つていているというわけでございます。

つまり、安倍総理は、分かりますように、この親子を助けなければいけないというふうに国民の皆さんをあおり立てておいて、実際の政府の解釈は、この親子を守るための集団的自衛権の行使ではないわけでございます。

じゃ、次のフリップをお願いいたします。

ここで、簡単に今申し上げたことをまとめさせていただきます。なぜ憲法の条文を変えない限りできないと言っていた集団的自衛権の行使ができるようになって、それが歯止めなきものになつてゐるかということでございます。

一つは、今申し上げました、事實をでっち上げてゐるんです。命を守るべき日本国民が誰だか分からぬんです。かつ、その國民を助けるために

集団的自衛権しか手段がないのかも分からんんです。この事実のでっち上げというものは、法令解釈の世界では立法事実のでっち上げと言いまして、絶対やつてはいけない禁じ手と言われています。昭和五十年の最高裁の薬事法違憲判決は、この立法事実がないことをもつて違憲無効と切って捨てているところでございます。

そして、プラス平和主義の論理を切り捨てているんです。何を守るものかも分からぬから、実際の運用に当たつてはもう何が基準か分からぬわけです。何でも集団的自衛権が発動できるんです。かつ、平和主義も切り捨てられてはいるから、歯止めなきものになります。

ここで、お待たせいたしました、安倍総理にこの質問の中で一番大切な質問をさせていただきます。今のまとめでございます。テレビの向こうの国民の皆さんも、安倍総理が行つた解釈の変更が本当に法令解釈の名に値するものかどうか、一緒に確認をさせていただきたいと思います。質問の最後に、一番大切な、強烈な質問を安倍総理にお願いさせていただきたいと思います。

実は、安倍総理のような内閣総理大臣がそのたびに憲法の解釈を変えることができてしまうと日本は法治国家ではなくつてしましますので、内閣総理大臣といった国家権力者がみんなで守らなければいけない憲法解釈のルールが国会で確立し

ております。憲法解釈の原則といいます。一つ一つ確認してまいりましょう。

当該法令の規定、つまり憲法九条と集団的自衛権を考えるときには、憲法九条とその解釈指針である平和主義を一緒に考えないとけないんですね、前文を。当該法令、九条と前文の規定の文言、趣旨等に即しつつ、憲法の前文を切り捨てていて、したね。法制局は審査すらしていませんでした。

次、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、我が国の平和主義の立法思想は何でござる。國家権力によって二度と戦争を勝手に起させない、そのことを無視してはいますね。そして、議論の積み重ね、全体の整合性、これは国会の議論というわけでございます。国会で、憲法の平和主義の解釈指針を国会答弁で確立しているのに、それを切り捨てている。そして、一番大切なこと、論理的に確定される。先ほどの義務教育の子供たちが学んでいるその教科書の平和主義、それについてきちんと集団的自衛権が矛盾がないかどうか説明してくださいとお願いしましたけれども、安倍総理は何ら論理的な説明ができませんでした。

つまり、法令解釈は成立していないんです。閣議決定は違憲無効なんです。そして、仮に政府において、このように平和主義を切り捨てたりして、

事実をでっち上げたり、憲法解釈を便宜的、意図的に変更することがあれば、その下に書いていますね、政府の憲法解釈そのものを、あるいは憲法そのものについて国民の信頼が損なわれかねないと書いております。

ここで、安倍総理に伺います。

あなたが行つた七月一日の憲法九条の解釈の変更、それはあなたが安倍政権においてもこの憲法解釈の原則に従つて行うということを国会で答弁をされています。この原則に適合するんでしょうか。私が今指摘した矛盾について的確に分かりやすく明確に答弁をなさつて、この憲法解釈の原則に七月一日の解釈変更が適合するか、御説明をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 閣議決定の中にいて、いわゆる昭和四十七年の憲法解釈の、日本政府の憲法解釈について述べたこの四十七年の解釈でございますが、この中におきましても、基本的な、從来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、言わば基本的な論理であり、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対して政府から提出された資料、集団的自衛権と憲法との関係に明確に示されているところであると、この基本的な論理は、憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない、これが閣議決定の中にも書かれているとおりでございます。

○小西洋之君 今、安倍総理がおっしゃいましたのは、七月一日の解釈の変更も憲法九条の基本的な論理を維持しているというふうにおっしゃったわけでございます。

しかし、それがまるつきり基本的な論理として維持されていないことは、先ほどの国民の皆さんにも御覧いただきましたこのフリップが文字どおり証明しているわけでございます。下の灰色の部分の平和主義のその法理というものを、解釈の指針というものを切り捨てるんです。つまり、基本的な論理を維持したと言いながら、基本的な論理でも何でもないわけでございます。

つまり、申し上げたいことは、安倍総理がやつたことは、これはもう法令解釈なんかではないわけでございます。何なんでしょうか。日本の法秩序を根底から覆すクーデターです。機関銃は撃たれていない、戦車は走り回っていない。しかし、日本の最高法規である憲法がその中身から、根底から変わってしまって、絶対許されることのなかつた、そして憲法の平和主義とどう考えても矛盾する、義務教育の子供たちにも説明ができない、その集団的自衛権が解禁されているんです。こんなことを許したら、もう我が国は法治国家として成立いたしません。しかし、様々な政治闘争を駆使させていただいて成立した、まさか」となき國權の最高機関の決議文です。

赤い文字を御覧ください。政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案、青い部分ですね、について、下の赤、事前に国会での審議を十分に受けることなどいうふうに書いてあります。憲法解釈の変更の案とは何でしょう。

ができる」とになります。こんなことを絶対に許してはいけない。

それを防ぐために、我々は、国会議員は死に物狂いで闘いました。それを安倍総理がじゅうりんしたことについて追及をさせていただきます。

このフリップを御覧いただけますでしょうか。質問いたします。七月一日の解釈変更の前の、御覧いただけますか、昨年の六月の十一日です。六月十一日の、この良識の府の参議院の憲法審査会、憲法問題を扱う憲法審査会において、私は役員、責任者ですけれども、自らこの条文を書きました。

安倍総理の解釈改憲を国会の力で阻止するための委員会の決議文を成立をさせているわけでございます。恐れ入りますが、自民党や公明党の皆さん、これは容易に賛成していただけないものでございます。しかし、様々な政治闘争を駆使させていただいて成立した、まさか」となき國權の最高機関の決議文です。

安倍総理は、閣議決定だけで憲法解釈を変えるのは立憲主義の否定ではないかという質問に対しても、いやいや、七月一日以前に七十名の国会議員から質問通告を受けましたというようなことを言っています。そんなものは議院内閣制の内閣に対する国会の監督にはならないんです。我々国会は、例えば法案を審議するときは、法律のイメージなんかでは審議しないんです。法律の条文、一言一句、すなわち、七月一日に安倍総理が強行したこの閣議決定の案文を事前に国会で審議して初めて国会の監督が成り立つんです。だから、私は、これを書いたのは私です、解釈変更の案、この七月一日の閣議決定の案そのものを国会に出して審議しろというふうに決議文で成立をさせたわけですがあります。そして、緑色の、憲法解釈の原則は、先ほど安倍総理が答えられなかつた、国民の皆さんと一緒に検討させていただいた、まさに憲法解釈のルールの適合性でございます。

七月一日、安倍総理が強行した、まさに強行ですしね、附帯決議を真っ正面から違反したのは、日本の議会政治、戦後の議会政治で初めてのことです。私は元霞が関の官僚ですけど、初めてのことです。安倍総理が七月一日に強行した解釈改憲は、議院内閣制を否定し、ひいては、我々国民代表の背後にいらっしゃる、後ろに、

安倍総理は、閣議決定だけで憲法解釈を変えるのは立憲主義の否定ではないかという質問に対しても、いやいや、七月一日以前に七十名の国会議員から質問通告を受けましたというようなことを言っています。そんなものは議院内閣制の内閣に対する国会の監督にはならないんです。我々国会は、例えば法案を審議するときは、法律のイメージなんかでは審議しないんです。法律の条文、一言一句、すなわち、七月一日に安倍総理が強行したこの閣議決定の案文を事前に国会で審議して初めて国会の監督が成り立つんです。だから、私は、これを書いたのは私です、解釈変更の案、この七月一日の閣議決定の案そのものを国会に出して審議しろというふうに決議文で成立をさせたわけですがあります。そして、緑色の、憲法解釈の原則は、先ほど安倍総理が答えられなかつた、国民の皆さんと一緒に検討させていただいた、まさに憲法解釈のルールの適合性でございます。

安倍総理に伺います。

七月一日、安倍総理が強行した、まさに強行ですしね、附帯決議を真っ正面から違反したのは、日本の議会政治、戦後の議会政治で初めてのことです。私は元霞が関の官僚ですけど、初めてのことです。安倍総理が七月一日に強行した解釈改憲は、議院内閣制を否定し、ひいては、我々国民代表の背後にいらっしゃる、後ろに、

我々を選んでくださっている主権者国民を否定するそうした暴挙、蛮行ではないですか。明確に答弁ください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 当然、附帯決議は尊重させていただいていると思います。

○小西洋之君 どこが尊重しているんですか。事前に憲法解釈の変更の案、この閣議決定そのものについて国会で十分な審議を受ける、その際には変更の適合性について、解釈の原則への適合性についてちゃんと審査を受けると書いているのに、全く反対しているじゃないですか。矛盾しているじゃないですか。

もう一回聞きます。議院内閣制をじゅうりんし、國民を無視した、主権者國民を無視し、そして主権者國民のものである日本国憲法をじゅうりんしだと正面から認めたらどうですか。どうぞ。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ジュウリんもいたしておりません。何回も申し上げておりますように、基本的な閣議決定の方向性については何回も国会で御審議をいただいているわけでございま

○小西洋之君 安倍総理は、昭和四十七年見解と違つて七月一日の解釈変更は閣議決定をしたからいいというふうに言っています。これは、安倍総理が議院内閣制の意味、全く分かつていないことの証明以外の何物でもございません。

主権者国民との関係でいえば、閣議決定なんかどうでもいいんですよ。閣議決定は行政の中の手続にしかすぎないんですよ。主権者国民の関係で一番大切なのは、唯一の国民代表機関である我々国会が内閣をちゃんと監督できたかどうかなんですよ。内閣を監督するためには、今おっしゃった

七月一日までの訳の分からぬような答弁だけでは監督はできないんです。具体的な、どういう文言、論理に基づいて解釈の変更を加えるのか、この閣議決定の案そのものを国会で審議を受けるというふうに言つているんです。

なぜこんなことが起きているんでしょうか。憲法を何も分からぬ安倍総理と、それを支える外務官僚を中心とした狂信的な官僚集団が、こういうことをやつてているんです。

安倍総理にもう一度伺います。

議院内閣制をじゅうりんして、國民を否定して、憲法を解釈を変更したというふうに認めませんか。○委員長（岸宏一君） 岡田広君から、ただいまの小西洋之君の発言中に不適切な言辞があるとの御指摘がありました。

後刻理事会において速記録を調査の上、適当な処置をとることといたしますが、小西君、十分その辺をお気を付けて御発言願います。

小西洋之君、もう一回どうぞ。

○小西洋之君 国民の皆さんを思うことと日本の法の支配を思うことの余り、今不適切な発言がありましたのでしたら、それはおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

しかし、今問われなければいけないのは、安倍総理が犯した暴挙でござります。このことを国会で我々は追及しなければいけない。ゴールデンウイーク明けに安保法制といったって、そんな問題ではないです。

委員長に申し上げます。国権の最高機関の委員会として、この附帯決議の違反について、しっかりと委員会で審議を行うこと、そしてその内容について国民にしっかりと説明をすることをお約束、検討いただきたいと思います。

○委員長（岸宏一君） 後刻理事会において協議いたしました。

それでは、安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 小西委員、もう少し冷静になつて議論をした方が私はいいと思いまますよ。相手にレッテルを貼つたりとか、誹謗中傷をする場所ではございませんから、お互にちょっと落ち着いて、相手をどんどん指さしたりと

か、そういうことをするのはお互いにやめた方がいいと、このように思う次第でございます。

その上においてお答えをさせていただきたいと、

こう思うわけでございますが、言わば閣議決定は何の意味もないということをおっしゃった。それはそんなことはございません。まさに我々は議院内閣制であります。国民によって選ばれた議員によって構成されている内閣の閣議決定が重たいのは当然のことであるうと、このように思うわけでございます。

その上において、しっかりと御審議をいただき、そして我々は政府の責任として閣議決定を行いました。この閣議決定にのつとつて、我々は今、法の整備に向けて議論を重ねているところ、与党において議論を重ねているところでございますが、

この安保法制の整備について与党の協議が成り立った段階においてしっかりと法案を提出をさせていただきたい、そして当然、衆議院、参議院において御議論をいただきたいと、こう思っているところでござります。

○小西洋之君 先ほど申し上げましたように、閣議決定が一番大切なではなくて、確かに一番大切な行政内部の手続ですけど、主権者国民との関係で一番大切なのは、唯一の国民代表機関である我々国会が、主権者の国民の持ち物である憲法の解釈の変更、内閣による解釈の変更をちゃんと監督できていたかどうかなんです。監督するための國権の最高機関の決議をあなたは完全に無視したんです。それが問題なんです。

国民の皆さんに申し上げたいと思います。もう恐るべきことが今、日本社会の中で進行をしています。それを止めていただけるのは国民の皆さんしかございません。我々民主党も、今、安保法制、私もそのメンバーに入っていますけれども、国民の皆さんと日本の国益を守る安保法制、そして何より日本の憲法をしっかりと守る、そうした安保政策を進めさせていただくことをここに宣言をさせていただきます。

最後に、重要なことです、大事なことなので御説明だけさせていただきますけれども、安倍総理は、これやはり国民をだましていることなんですけれども、集団的自衛権をしないと日米安保が壊れるというふうにあたり立てています。しかし、日米安保条約第三条において、これは外務省のホームページの解説にも書いていたことでございますけれども、日本はアメリカのために集団的自衛権を行使しなくていいと実は書いてあるんです。もちろん、条約改正されていませんから、この条約は今も生きています。

こうした問題についてもしっかりと御指摘させていただき、安倍政権を打倒することを国民の皆

さんにお約束をいたしました、私の質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（岸宏一君） 以上で小西洋之君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（岸宏一君） 次に、大塚耕平君の質疑を行います。大塚耕平君。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。

まず冒頭、チュニジアのテロで犠牲になられた日本人の皆様方、御冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方、御家族の皆さんにもお見舞いを申し上げます。断じて許されないテロ行為であり、我が国はしっかりとテロと対峙をしていくというこの思いを共有をさせていただきたいと思います。

そういう思いの中での安全保障に関する法律等の審議も行わさせていただきますが、国民の皆さんの安全のためと考え行う対応が、結果としてかえって国民の皆さんの安全を害したり、あるいはその潜在的リスクを高めるということにならないよう、論理的、理性的な対応を図つていかなければならぬと、そういう思いで、総理には是非真摯に議論に応じていただければ幸いでござります。

まず、一枚目の資料を御覧いただきたいと思います。（資料提示）

これはもう昨年、委員会でも使わせていただきましたが、私どもは国民を守るというその目的には当然賛成でござります。この場内にいらっしゃる全ての党の議員の皆さんはその目的は共有していますから、私も賛成です。

しかし、どのように守るかということに関しては、先ほども申し上げましたが、その守り方によつて結果としてかえつて潜在的リスクを高めるこのないように細心の注意を払わなくてはならないという意味で、若干考え方にはそれぞれの立場で違いがあると思います。ただし、今、小西議員の熱い思いも聞いていただいたと思いますが、決め方に関しては疑義がある、私どもはそういう立場でございますが、今日は、その内容、どうやって守るかということに関して更に議論を詰めさせていただきたいと思います。

今日、与党の皆さんのが正式決定されると言われている取りまとめ案、当然、出回っておりますので、私も拝読をさせていただきました。その上で幾つか議論をさせていただきたいんですが、しかし、私どもの手掛かりは、昨年七月一日の閣議決定と今日正式に決定されるこの文書の二つしか手掛かりは公式にはございません。この間、どういう展開であったかということをまず簡単に認識を

共有させていただきたいと思います。

歴代の内閣は、個別的自衛権の適用可能範囲を拡大することで現実の課題に対応してきた。それは皆さんのお手元の資料の一枚目、これもこれまでの委員会で使わせていただいております。しかし、今回は初めてから集団的自衛権を使えるようにするという結論があり、その理屈を付けるためにいろいろと工夫をしていらっしゃったわけであります。法理上無理なことを可能にしようとしているので、要所要所で論理的に矛盾する表現や考え方を示されていると、私どもはそう思つております。

例えば、昨年の閣議決定後の総理記者会見で総理は、現行の憲法解釈の基本的考え方とは、今回の閣議決定においても何も変わることはありません、憲法が許すのは、あくまでも我が国を守るために自衛の措置だけですと述べておられます。何も変わらないなら何もしなくていいはずであります。この表現も非常に矛盾を部分的には抱えておられます。

この論理矛盾に対応するためにこのようにもおっしゃつておられます。今回使えるようにする集団的自衛権はあくまで我が国の存立を守るためのものであるという説明を繰り返されました。その結果、自國のための集団的自衛権という不思議な概念、考え方を導き出されたわけであります。国